

検討の基本的な方向性と課題（案）

1. 建築の専門家でない調査員でも的確かつ迅速に調査を実施できるような調査票の様式を作成する。

- 建築の専門家でない調査員の目視調査に求められる精度
- 調査員間でのバラツキを小さくするための方策

※非木造の住家の場合は、ある程度建築の専門知識がある調査員が調査することを想定してもよいのではないかな。

2. 被害認定調査の現場において把握すべき情報（被害の程度の判定根拠等）を適切に記録できるような調査票の様式を作成する。

- 図面、写真による損傷状況等の記録のあり方
- （地震による被害の場合）第1次調査で把握すべき情報と第2次調査で把握すべき情報の違い

※被災者から求められた場合等に、被害認定の根拠等について説明することを想定し、適切に記録しておく。

3. 地域性や災害の規模等に応じ、調査票の様式のうち、地方公共団体において変更することができる点を明確化する。

- 被害認定の根拠等について説明するために最低限必要な情報

※調査票を変更しても、同じ判定結果が得られることが担保されている必要がある。

調査票のスペック（調査票で最低限記録すべき事項）（素案）

「災害に係る被害認定基準運用指針」による被害認定を実施する際の調査票には、最低限以下の事項を記録することとする。

【支援措置の実施に必要なこと】

- ①所在地
- ②居住者
- ③住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない）

【被害認定の判定の根拠に関すること】

- ①住家の範囲（配置図）
- ②外観による判定（「一見全壊」かどうかの判定）結果
- ③住家の傾斜（原則として四隅）
- ④床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑤屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑥各部位の損傷について、i～ivのいずれか
 - i．各部位の損傷状況（損傷箇所及び損傷状況を記載した図面、損傷箇所の写真等）
 - ii．各部位の損傷程度ごとの損傷面積率
 - iii．各部位の損傷率
 - iv．各部位の損害割合
- ⑦住家の損害割合